

10377-1

衣料切符

有効期間

自昭和十六年二月一日
至昭和二十年一月三十一日

商工省

（特）
名 夔
所 古 屋

交付責任者
經由責任者
（印）
（印）

性別	名 氏	主 帶 世	所 住
男			名古屋市中村區大秋町
年齡		柄續	戸主
三十七			

1373 10377-4

衣料切符

有効期間

自昭和十六年二月一日
至昭和二十年一月三十一日

（特）
9442
商工省

（特）
名 夔
所 古 屋

交付責任者
經由責任者
（印）
（印）

性別	名 氏	主 帶 世	所 住
女			名古屋市中村區 大秋町
年齡		柄續	妻
二十七			

10377-3

衣料切符

有効期間

自昭和十六年二月一日
至昭和二十年一月三十一日

商工省

（乙）

交付責任者
經由責任者
（印）
（印）

性別	名 氏	主 帶 世	所 住
女			東京市品川區 西大崎
年齡		柄續	五女
十三			

町内會又ハ
部落會名

整理番號 第 號

10385

〔用般一〕券入購數回糖砂糖用庭家

自 昭 和 十 八 年 十 月
至 昭 和 十 九 年 三 月

間期効有

〔注意 裏面ヲ必ず讀ンデ下サイ〕



場役町城安 名村町行發

先入購		數		族		家		者入購	
チ	マ	糖	砂	動異	數	族	家	月	別
(店名)	(住所)	(店名)	(住所)	月以降	月以降	昭 和 十 八 年 十 月	別	愛知縣碧海郡安城町大字	世帯主氏名
				7名	3名		家 族 數		
動異先入購	動異先入購							町内會長又ハ 部落會長印	町内會長又ハ 部落會長交付 印
(店名)	(住所)	(店名)	(住所)						

考 備 量數賣販糖砂

販賣月日	販賣數量	販賣者印
十月 日	斤	
十一月 日	斤	
十二月 日	斤	
一月 日	斤	
二月 日	斤	
三月 日	斤	

○本券ハ昭和十五年十月四日商工省令「砂糖配給統制規則」ニ
ヨルモノデスカラ取扱ニ就テハ誤リノナイ様特ニ御注意下
サイ
注 意
一、本券ヲ購入出來ル砂糖、マツチハ家庭炊事用ニ限りマス
二、本券ノ交付ヲ受ケタ世帯主ハ直ニ購入者氏名欄ニ捺印シ
テ下サイ
三、購入ノ際ハ購入券ノ所定欄ニ記入捺印シ購入先ニ持参ノ
上購入券ト引換ニ購入シテ下サイ

考 備 量數賣販チツマ

販賣月日	販賣數量	販賣者印
月 日	包 個	
月 日	個	
月 日	個	
月 日	個	
月 日	個	
月 日	個	

四、本券ハ他人ニ譲渡又ハ貸與シテハイケマセン
五、家族數方變更シタ場合ハ町内會長又ハ部落會長ニ提出シ
家族數變動欄ニ記入捺印ヲ受ケ町役場へ本券持参ノ上
出頭シテ下サイ
六、左記ノ場合ハ無効デス
イ、有効期間ヲ経過シタルモノ
ロ、回数購入券ヲ購入ニ先立テ切離シタルモノ
ハ、本券ノ文字ヲ改竄シタルモノ
ニ、本券ニ町内會長又ハ部落會長印ナキモノ
七、本券ハ六ヶ月間有効デスカラ大切ニシテ下サイ

10384

(用別特) 券入購數回糖砂用庭家

月 9 年 19 和 昭 自
月 年 和 昭 至
間 期 効 有

長 町 城 安
海 知 縣 發 行

長 町 城 安

名 村 町 市 行 發

先 入 購		者 入 購		世 帶 主 ト ノ 續 柄	乳 幼 兒 氏 名	者 入 購	
動 異 先 入 購	(店 名)	職 業	家 族 數			世 帶 主 氏 名	住 所
(住 所)	(店 名)						
			一 名				

昭和 19 年 5 月 31 日生

海 知 縣 碧 海 齋 安 城 町 大 3 安 城 町

(注意 裏面ヲ必ず讀シテ下シヨ)




販賣者氏名(名稱)印	販賣月日
	月
	日

販賣者氏名(名稱)印	販賣月日
	月
	日

販賣者氏名(名稱)印	販賣月日
	月
	日

注意

- 一、本券ヲ購入出來ル砂糖ハ人工榮養兒ノ混乳ニ用ヒルモノニ限リマス(但シ生後滿一ケ年ヲ限リ配給スルモノトス)
- 二、本券ノ交付ヲ受ケタ世帯主ハ直ニ購入者氏名欄ニ捺印シテ下サイ
- 三、購入ノ際ハ本券ヲ市町村役場へ持參シ認定印ヲ受ケ所定欄ニ購入者印ヲ押捺シ購入先ニ持參ノ上購入券ヲ引換ニ購入シテ下サイ
- 四、本券ハ他人ニ讓渡又ハ貸與シテハイケマセ
- 五、住所變更又ハ不要トナツタ場合ハ直チニ市町村へ届出下サイ
- 六、左記ノ場合ハ無効デス
 - イ、有効期間ヲ經過シタルモノ
 - ロ、回数購入券ヲ購入ニ先立キ切離シタルモノ
 - ハ、割當量ノ他記入事項ヲ改竄シタルモノ
 - ニ、本券ニ市町村印及市町村認定印ナキモノ
- 七、本券使用済ノ上ハ市町村役場へ直チニ返還シテ下サイ

考 備	砂 糖 販 賣 數 量						回 數
	6 回	5 回	4 回	3 回	2 回	1 回	
◎本券ハ昭和十五年十月四日商工省令「砂糖配給統制規格」ニヨルモノデスカラ取扱ニ就テハ誤リノナイ様特ニ御注意下サイ	月	月	月	10月	10月	10月	販賣月日
	日	日	日	日	日	日	販賣月日
	斤	斤	斤	0.3斤	0.3斤	0.3斤	販賣數量
							販賣者印

(販賣店ガ切取マス)

家庭用砂糖回数購入券(特別用)

昭和 年 月 二十五日有效

6 回

割當量 斤

市認 町定 村印

印者入購

家庭用砂糖回数購入券(特別用)

昭和 年 月 二十五日有效

5 回

割當量 斤

市認 町定 村印

印者入購

家庭用砂糖回数購入券(特別用)

昭和 年 月 二十五日有效

4 回

割當量 0.3 斤

市認 町定 村印

印者入購

10379

兒童用菓子回数購入券

有効期限 自昭和十九年壹月
至昭和十九年十二月

發行町村名 碧海郡安城町

購入先		兒童數			購入者
異動店住所名	店住所名	異動欄			
		月	日	別	
		昭和十九年一月一日			愛知縣碧海郡安城町大字 橋山 世帯主 氏名
		日以降	日以降	日以降	
					兒童數 可役場配給主任印

第六回	兒童用菓子回数購入券	購入者印	名	第十二回	兒童用菓子回数購入券	購入者印	名
第五回	兒童用菓子回数購入券	購入者印	名	第十一回	兒童用菓子回数購入券	購入者印	名
				第十回	兒童用菓子回数購入券	購入者印	名
				第九回	兒童用菓子回数購入券	購入者印	名
				第八回	兒童用菓子回数購入券	購入者印	名
				第七回	兒童用菓子回数購入券	購入者印	名

兒童人名欄									
									氏名
									世帯主ノ続柄
									年齢

◎注意

- 一、本券ノ交附ヲ受ケタ世帯主ハ直チニ氏名欄ニ捺印シテ下サイ。
- 二、購入ノ際ハ回数購入券ヲ切離サズ捺印シテ購入先へ持参シテ購入シテ下サイ。
- 三、異動アリタル場合ハ町役場へ持参シ配給主任ノ訂正ヲ受ケ購入先へ通知シテ下サイ。
- 四、左記ノ場合ハ無効デス。
 - イ、販賣期間ヲ經過シタルモノ
 - ロ、回数購入券ヲ購入ニ先立テ切離シタルモノ
 - ハ、文字並ニ數字ヲ勝手ニ改竄シタルモノ
- 五、本券ニ町村長ノ印ナキモノ

中愛六一〇

證明書
安城町 宇毛賀和

左

右者全學考補給、夕ノ砂粉ノ
特配必要ト認以

二月二十四日、
五月二十四日、
参考月間二月〇三斤

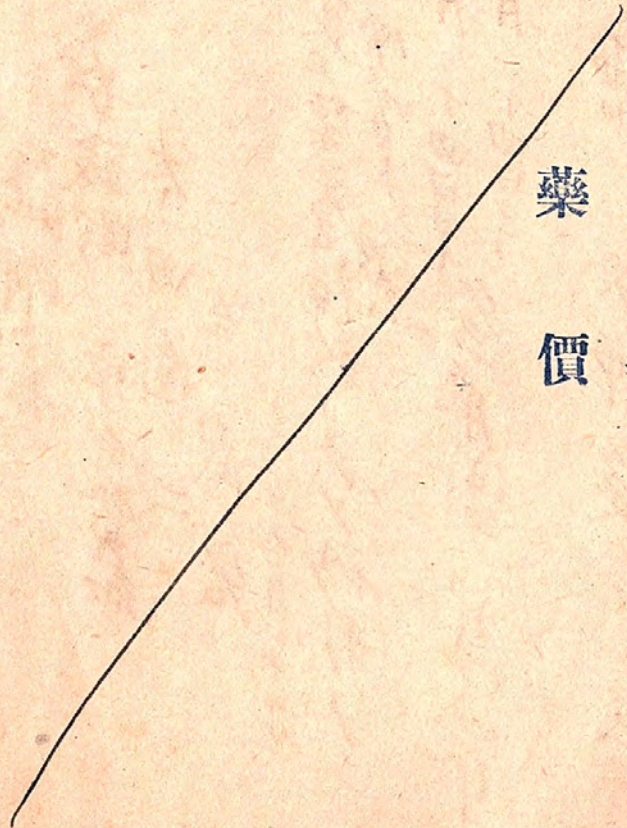
二月三日

医師



一金 一金 一金 一金 一金 一金

藥價



10380

月別割當配給表

種別 月別	木炭										薪							煉炭						豆炭																							
	一俵	二俵	三俵	四俵	五俵	六俵	七俵	八俵	九俵	十俵	一東	二東	三東	四東	五東	六東	七東	一東	二東	三東	四東	五東	六東	非農二人	三人以上	六人	八人	十人以上	農家一人	二人	三人	六人	八人	十人以上	非農一人	二人	三人	六人	八人	十人以上							
四月	1	1	1	1	1	1	1	1	1								1	3	4	5	5	6																									
五月																	1	3	4	4	5	5	1			1	1	1	0.5			0.5	0.5	0.5													
六月				1	1	1	1	1	2	2	1		1	1	1	2	3	3	4	4																											
七月												2	2	2	1	2	3	3	4	4							1			0.5																	
八月				1	1	1	2	2	2							1	2	3	3	4	4																										
九月																	1	2	3	3	4	4							1	1	1	0.5						0.5									
十月						1	1	1	1								1	2	3	3	4	4																									
十一月																	1	2	3	4	4	5							1																		
十二月				1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1	3	4	5	5	6																											
一月																	1	3	4	5	5	6	1			1	1	1																			
二月				1	1	1	1	1	1								1	3	4	5	5	6																									
三月							1	1	2							2	2	2	3	4	5	6							1																		

農家世帯人員別割當表

種別	世帯人員					
	一人	二人	三五人	六八人	九十二人	十二人以上
木炭	農家 1俵	2	3	4	5	6
炭	非農 4俵	6	7	8	9	10
煉炭	非農 0俵	2	3	3	3	3
豆炭	農家 0.5俵	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
炭	非農 1俵	1	1	1	1	1
薪	農家 2東	3	4	5	6	7
	非農 12東	30	42	48	54	60

注意

- 一、月別割當量ハ其有効期間中ニ購入シナイト無効デスカラ必ず期間中ニ購入シテ下サイ(有効期間ハ毎月十日ヨリ月末迄デス)
- 二、瓦斯使用者ハ煉炭ノ配給ハイタシマセン

發行責任者 安城町



家庭用 木炭、煉炭、豆炭、マキ 購入通帖

自昭和十八年四月 至昭和十九年三月 壹ヶ年間有効

名所賣販	名氏所住
	愛知縣碧海郡安城町大字安城
	職 業
	曾史
	名 氏
	大野 曾史

